

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件 一四
 - 県営土地改良事業計画を定めた件 一四
 - 土地改良法により換地計画を定めた件 一四
- 公告
 - 県営土地改良事業の工事が完了した件 一四
 - 落札者を決定した件 一四
 - 福島県人事委員会 一四
 - 福島県人事委員会聴聞規則の一部を改正する規則 一四

告示

福島県告示第二百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、愛谷堰土地改良区から令和八年三月十九日付けで申請のあった定款の変更について、同月三十日認可した。

令和八年四月七日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第二百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、下羽鳥地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年四月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 - 令和八年四月八日から
 - 同 月二十七日まで
 - （二十日間）
- 三 縦覧の場所
 - 双葉町役場
- 四 その他
 - この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
 - また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第二百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、森宿地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年四月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 - 令和八年四月八日から
 - 同 月二十七日まで
 - （二十日間）
- 三 縦覧の場所
 - 須賀川市役所
- 四 その他
 - この換地計画について不服があるときは、土地改良法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
 - また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村基盤整備課）

公告

公告第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、龍生地区に係る県管農村地域防災減災事業（防災ダム整備事業）の工事は令和七年三月二十八日完了したので公告する。

令和八年四月七日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

公告第85号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年4月7日

福島県知事 内堀雅雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県全戸配布広報誌 予定数量 4,044,000部
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日
令和8年3月24日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字柿場1番地の11
- 落札金額
1部あたり12.30円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年2月10日

（入札用度課）

福島県人事委員会

福島県人事委員会聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年四月七日

福島県人事委員会

委員長 千葉悦子

福島県人事委員会規則第十二号

福島県人事委員会聴聞規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会聴聞規則（平成六年福島県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改める。

第二条の見出しを「（聴聞の通知）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第十五条第四項（条例第二十二條第三項及び条例第二十九條において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第十五条第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

（総務審査課）